

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員を正社員化する。

めざまし 均等待遇 なくその差別！

ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ！

病気休暇と傷病手当

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中野支部
機関紙「みらい」
NO. 3681
16年8月23日(火)
・Fax 095-828-1953

おはようございます。
毎日暑い日が続きます。夏バテしている方も多く見かけます。特に集配労働者はお中元ゆうパックの繁忙期が終ったばかりで、疲れもピークに達しているかと思えます。無理をせず、水分補給を心がけると共に、休憩・休息も必ず取りましょう。

今年の夏は異常に暑い。集配部でも熱中症などで、仕事を休む社員が例年より多く感じます。一時的に入院した社員もいましたが、ほとんどの社員は数日で回復し職場復帰しています。さて、この様に熱中症で仕事を休んだ場合、みなさんはどうしていますか？数日間の休業であれば、ほとんどの社員は年休で処理をしているのではないのでしょうか？

本来ならば、病気で仕事を休むわけですから病気休暇を申請できます。(勤務中に倒れて救急車で運ばれた場合などは、労災に該当す

る場合もあります)しかし非正規社員は病気休暇と言っても無給のため、数日間だと年休がある場合、無給の病気休暇はほとんど申請しません



では労災ではなく、病気や怪我などで長期に仕事を休まなければならない場合はどうなるのでしょうか？

週休、非番日(勤務開放日)以外には、休暇を申請しなければ欠勤になります。その為、まずは年休を利用し、それでも足りない分は病気休暇を申請することになります。しかし骨折等の怪我や内臓疾患などは、年休と病気休暇を使っても足りないことがあります。この場合、正社員には休職制度がありますが、期間雇用社員の場合は会社に欠勤を認めてもらう事になります。(承認欠勤)

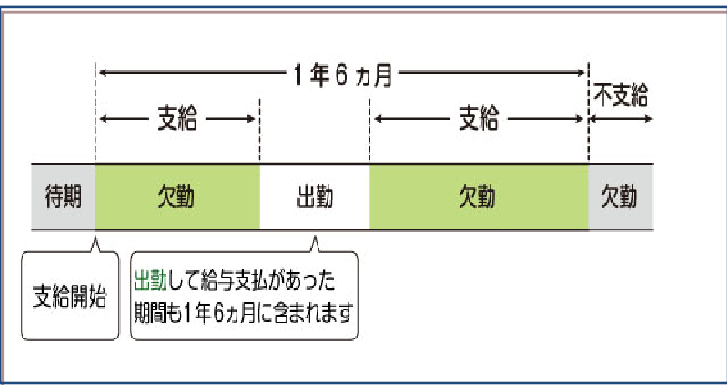
欠勤となると当然、会社からは給与は支払われませんし、雇用の継続さえ保証されず、雇止めや自主退職に追い込まれたケースもあります。

傷病手当は支給されます

ところで期間雇用社員の場合、病気休暇や傷病での欠勤中は無給ですが、加入している社会保険から傷病手当が支給されます(連続する3日間を含み、4日以上仕事を休んだ時)。支給額は個人毎で異なるので、左図計算表を参照して下さい。

支給される期間

傷病手当金が支給される期間は、支給開始した日から最長1年6カ月です。これは、1年6カ月分支給されるということではなく、1年6カ月の間に仕事に復帰した期間があり、その後



再び同じ病気やケガにより

仕事に就けなくなった場合でも、復帰期間も1年6カ月に算入されます。支給開始後1年6カ月を超えた場合は、仕事に就くことができないうちでも、傷病手当金は支給されません。この様に、仕事を休んでも最長1年6ヶ月は傷病手当が支給されます。

ユニオンの取組成果

16春闘に於いて、私たち郵政ユニオンは、無期雇用の1年半前倒し導入と、病気休暇の日数拡大(現在の10日



から90日へ)及び休職制度の新設を勝ち取りました。これで傷病での雇止めへの心配が少なくなるといえます。あまり職場では話題にはなりませんでしたが、たまたかいの大きな成果です。

まだまだ、正社員と期間社員との格差は縮まりませんが、労働契約法20条裁判でたたかっことで、少しずつ非正規社員の待遇は改善されてきています。自分が働く職場で、おかしいことはおかしいと声を上げることが職場を変える第一歩となります。

支給開始日以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額

支給開始日以前の期間が12ヶ月に満たない場合

支給開始日以前に12ヶ月の標準報酬月額がある場合

支給額は、支給開始日の前月の標準報酬月額を平均した額に、支給開始日から支給終了日までを乗じて算出します。

支給額は、支給開始日の前月の標準報酬月額を平均した額に、支給開始日から支給終了日までを乗じて算出します。

支給額は、支給開始日の前月の標準報酬月額を平均した額に、支給開始日から支給終了日までを乗じて算出します。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1 集-山本, 2 集-向井, 3 集-山田, 郵便-高田, ゆうちよ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。